

男女共同参画情報誌

きらり

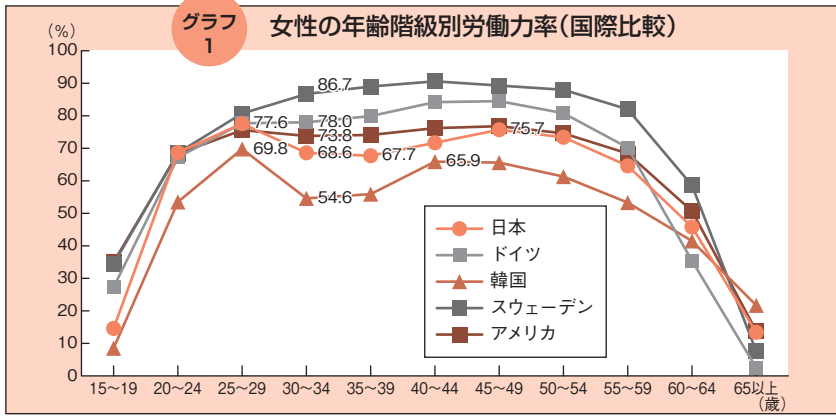
No. 19

編集・発行/岡崎市文化芸術部
文化活動推進課男女共同参画班
平成26年3月発行 通巻19号
TEL0564-23-6222 FAX0564-23-3165
katsudo@city.okazaki.aichi.jp

もくじ

女性と就労	P2
伊藤静香氏インタビュー	P4
「夫・恋人からの暴力ホットライン」平成25年度実施報告	P6
女性相談のご案内	P8





資料：内閣府「平成25年版 男女共同参画白書」(平成25年6月)

女性と就労
働きたいと思いつながら、結婚、出産、育児等の事情により就業をためらう女性も少なくありません。
今回は女性と仕事にまつわる社会の情勢を紹介します。

働く女性が増え、様々な分野で活躍しています。平成15年から24年の間の就業者数の増減を見ると、男性が103万人減少する一方で、女性は57万人増加しています。*1
しかし働きたいと思いつながら、結婚、出産、育児等の事情により、就業を中断したり、就業をためらう女性も少なくありません。

女性と仕事にまつわる日本の課題

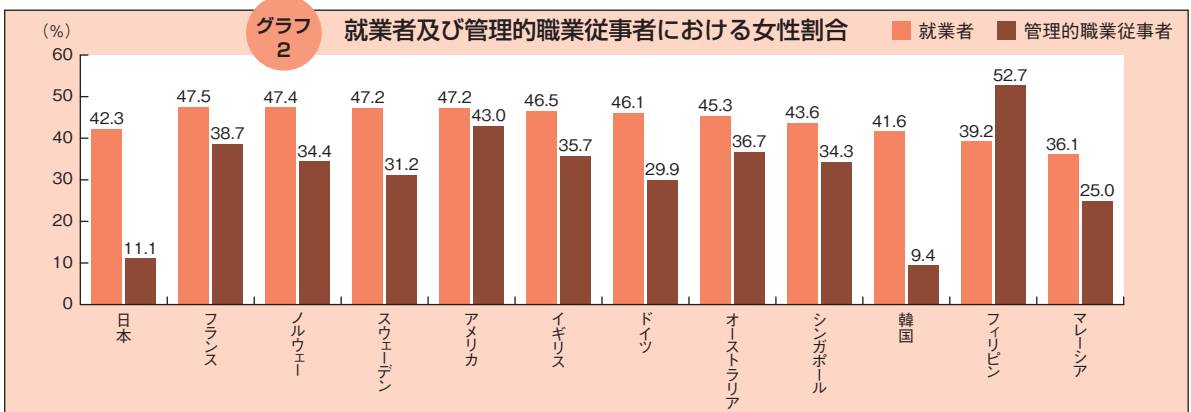
女性の活躍について、我が国全体では、二つの課題が挙げられています。

第一に、労働力率が30~40歳代前半を谷とした「M字カーブ」を描いています(グラフ1)。これは、結婚、出産、子育て期に、仕事との両立困難等から就業を中断した女性が、その後育児が終わってから再び働き出すことが多いことを示しており、女性が仕事を続

女性の活躍推進にむけて

けることの難しさを反映しています。米国、ドイツ、スウェーデンでは年齢階級別労働力率にM字のくぼみは見られません。出産、育児の負担が女性に偏りがちな日本とそうでない国との差が表れています。

二つ目の課題は、企業等における役員や管理職に占める女性割合は、緩やかに伸びてはいますが、依然として低い水準であるということ。政府は「指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%程度」とする目標を掲げて、ポジティブ・アクションを推進していますが、平成24年における全就業者に占める女性の割合は42.3%であり、海外の主要国と比べて大きな差は見られません(グラフ2)。ただし、管理的職業



資料：内閣府「平成25年版 男女共同参画白書」(平成25年6月)

*1 内閣府「平成25年度版 男女共同参画白書」(平成25年6月より)

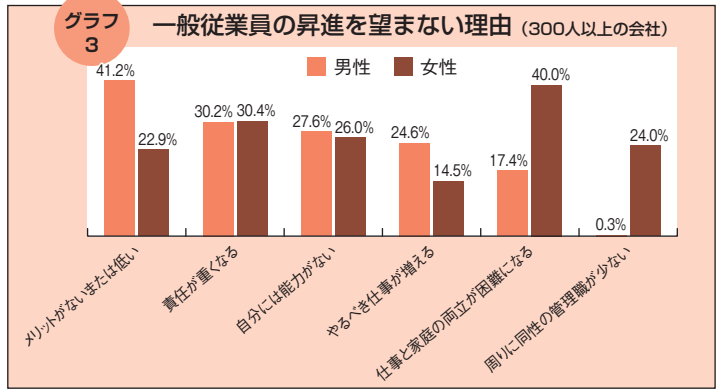
キーワード集

労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

指導的地位

① 議会議員、② 法人・団体等における課長相当職以上の者、③ 専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当（平成19年男女共同参画会議決定）



資料：独立行政法人労働政策研修・研修機構 「男女正社員のキャリアと両立支援に関する調査」（平成25年3月）

「昇進に関する調査」によれば、課長以上への昇進を希望する者の割合は、男性（一般従業員の約6割）に比べて女性（一般従業員の約1割）は顕著に低くなっています。ただし、昇進を望まない者にその理由を尋ねると、「責任が重くなる」、「自分には能力がない」をあげる者の割合は男女でほとんど差がない一方で、男性では「メリットが増えないまたは低い」、「やるべき仕事が増える」という理由が多く、女性では「仕事と家庭の両立が困難になる」や「周りに同性の管理職が少ない」という理由が多くなっています（グラフ3）。

働き方の見直し
ワーク・ライフ・バランス

夫婦の生活時間の状況をみると、夫の家事・育児・介護等に関する時間は、男性の長時間労働の影響もあって、妻の就業状況に関わらず30分程度と非常に短くなっています。また、我が国の夫の家事・育児に費やす時間は世界的にも低水準にとどまっています（グラフ4・5）。男性の家事・育児関連時間が短いということ

は、それだけ女性に負担が集中していることとなります。もちろん、女性が積極的にチャレンジする姿勢も大切ですが、家事等の負担を夫婦で分担し合うことができれば、昇進を望む女性も増えていくのではないのでしょうか。女性にも男性にもすべての人々にチャンスがあり、活躍できる社会の構築を目指して、長時間労働の抑制や働き方の見直し等を通じてワーク・ライフ・バランスを推進していくことが不可欠です。

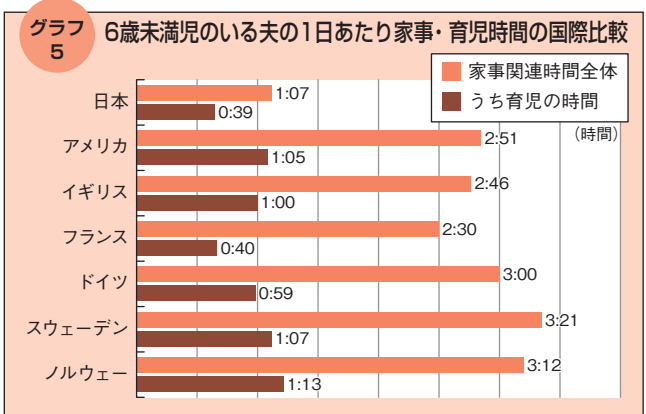
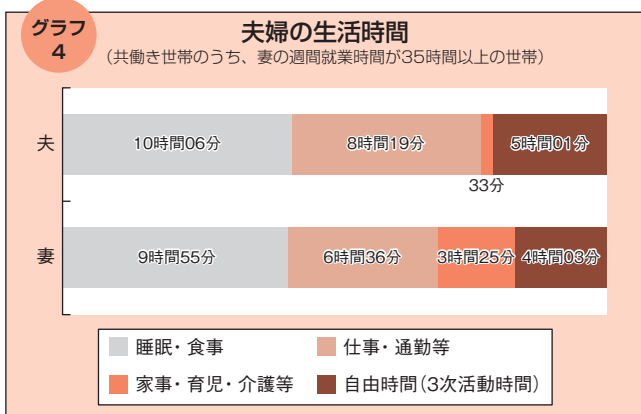
キーワード集

ポジティブ・アクション

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して、活動に参画する機会を積極的に提供するもの

ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態



資料：内閣府「ひとりひとりが幸せな社会のために」（平成25年度版）

平成26年度男女共同参画講座「働きたいママのための再チャレンジ応援講座」の講師を務めてくださった伊藤静香さんに「女性の再チャレンジ」についてお話を伺いました。
講座の詳しい内容については次ページをご覧ください。

Q 伊藤さんの再チャレンジについて詳しくお聞かせください。

短大を卒業後、4年間、商社のOLとして働いていました。結婚を機に退職後、16年間、専業主婦として暮らしていました。夫の仕事が充実していくのに対し、私は家事と子育て中心の生活で、社会から取り残されたような疎外感を感じていました。「社会とつながりたい」という気持ちで参加したNPO活動がきっかけで、名古屋市男女平等参画推進センター「つながれとNAGOYA」の公募スタッフに応募し、働き始めました。プロジェクトコーディネーターとしても活躍し始めた矢先、夫の仕事の都合でカナダに転居することになりました。カナダでは、ボランティア活動や語学の勉強のほか、日本での活動報告を執筆しました。2年後、帰国し、職場復帰を果たしましたが、新しいメンバー、環境・仕組みの変化にとまどい、私がカナダにいた間にスキルアップしていたメンバーに後れをとってしまったような焦りは募る一方でした。しかし、「たった2年であっても自分自身にブランクがあったことは事実、できなくても当たり前。復帰への期待が大きいほど、できない自分に失望するのだ」と気づきました。一方で、ブランクの時期にやっていたことが活かされていることもあります。カナダで執筆した実践事例報告が、国立女性会館の研究ジャーナルに掲載されたことが認められ、短大卒業でも大学院を受験する資格を得られたのです。現在は、NPO活動の傍ら、大学院の博士課程に在籍し、研究をしています。

Q 再就職のイメージがわかりません… まず何から始めたら良いでしょう?

A. フットワークを軽くしましょう!

「働きたい」という気持ちがあるのなら、まず行動しましょう。今回の講座に参加したのも行動の一つ。みなさんは、すでに行動しているんですよ。

私も、公募スタッフの話があった時まず一歩踏み出そうと思い応募しました。やれるかどうかは分からなくても、まずやってみることが大事。そこから道が開いていくこともあります。

Q 子育てをしながら働くのってとても大変… 家族の協力が得られるか心配です…

A. 何事も一緒にやるのが大事

「あなたやってね。」と役割を決めるのではなく、「一緒にやろう。」と誘うところから始めましょう。一緒に台所に立ったり、一緒に学校行事に参加したり。

徐々に夫に任せられることができれば、自分のやり方を強制したりせずに、夫のやり方を尊重して任せましょう。

Q 女性には積極性がないのでは?という声もありますが…

A. まだまだこれからです!

男女雇用機会均等法が施行された年に働き始めた女性がやつと管理職になる年代になったところですよ。ですが、その当時から現在まで働き続けてきた女性は非常に少ないです。今後活躍する女性たちが出てくることに期待しています。決定権を持つ場で仕事をするのは責任も大きいですが、充実感にもつながります。女性は、これまでそのような経験を経験する機会が少なかったと言えます。身近なロールモデルがいれば「私にもできそう」という女性も増えてくるはずですよ。そのためには男性中心の雇用システムを変えることも重要だと思います。男性の働き方も見直していかなければなりませんね。



伊藤 静香 氏
NPO法人参画プラネット常任理事

岡崎市就労サポートセンター

岡崎市では、愛知労働局と連携して平成24年から市役所内に「岡崎市就労サポートセンター」を開設しています。

就労サポートセンターでは、次のサービスを提供しています。

- ハローワークの職業検索端末機で、求人情報を提供
- ハローワークの職業相談員による就労に関する相談
- 福祉相談員による生活に関する相談
- 雇用就労関連情報の提供
- 「若者おいでんクラブ」相談員による若年者の職業的自立支援

就労サポートセンターでは、求人の受理、雇用保険の手続き、職業訓練・失業給付の相談等は取り扱えませんので、ご了承ください。

開設時間

月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9:00～16:00

※生活相談（予約制） 17:00まで

※職業相談の受付 15:30まで

場 所

岡崎市役所 西庁舎南棟1階
（岡崎市十王町2丁目9番地）

T E L

0564-23-6927



「若者おいでんクラブ」とは…

岡崎市就労サポートセンター内に、概ね15歳から40歳未満の求職者を対象とした若者就労サポート機関「若者おいでんクラブ」を開設し、それぞれの状況、段階にあった就労のための個別支援を行っています。

支援内容

社会人に必要なスキル（コミュニケーション、ビジネスマナー、ビジネス文書、社会常識等）の養成、パソコン指導、就職活動の進め方の指導、仕事体験としてのボランティア活動 など

場 所 岡崎市役所 西庁舎南棟地下1階

開設時間 10:00～17:00

T E L 0564-23-7523

働きたいママのための再チャレンジ応援講座を開催しました

2/27
(木)

働きたいママのためのマネー講座

講師：社会保険労務士
小堀 美和氏

よく耳にする「103万円・130万円の壁」について、また社会保険に入るメリットなど、これまで「難しそうだから…」と避けてきた働くうえで重要な「お金」にまつわるお話をお聞きしました。

労働者として知っておきたい基礎知識を学び、自分に合った働き方について考え、働くことに対する価値観を見直すきっかけとなる講座になりました。

3/6
(木)

もう一度働きたいあなたが今すべきこと

講師：NPO法人参画プラネット
伊藤 静香氏

いつ、どのようなタイミングで、どのように働いていこう…、いざ「働きたい！」と思っても何から始めたら良いか分からないという方も多いと思います。同じ気持ちをもったママたちが集まり、仕事から離れている今の時期に何をすべきか考えるとともに、悩みを共有し、情報交換を図ることができました。「働きたい」気持ちを再確認できる講座となりました。

「夫・恋人からの暴力ホットライン」平成25年度実施報告

内閣府は毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとしています。岡崎市では、DV被害者の早期発見と女性相談活動の一層の充実を図り、あらゆる暴力のない社会の実現を目的とし、平成25年11月24日(日)、25日(月)に「夫・恋人からの暴力ホットライン」を実施しました。ホットライン実施期間中は、当番弁護士による無料法律電話相談を準備し、専門性の高い問題解決のサポートにつなげました。

事業概要

目的：「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）の一環として実施

対象：女性

期間：平成25年11月24日(日)、25日(月) 10:00～16:00

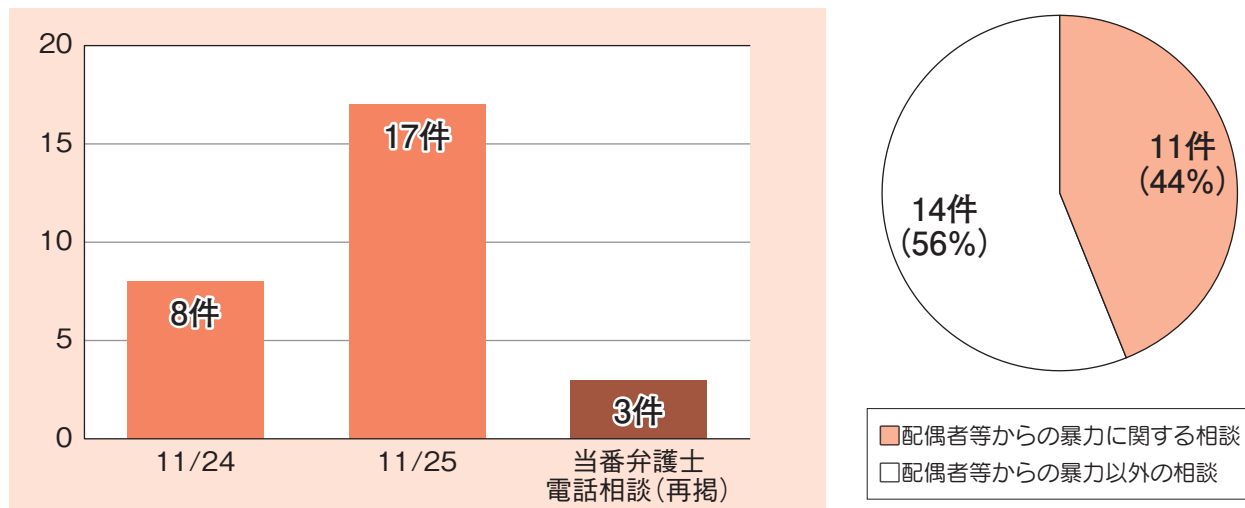
主催：岡崎市

共催：愛知県弁護士会西三河支部、NPO法人フェミニストサポートセンター東海

結果概要

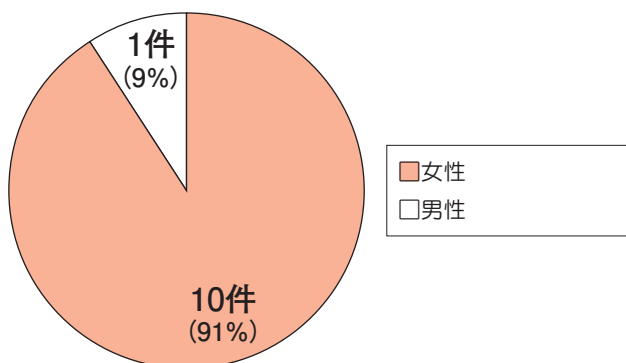
(1) 2日間における相談件数は25件でした。

うち弁護士相談に繋がった件数は3件でした。

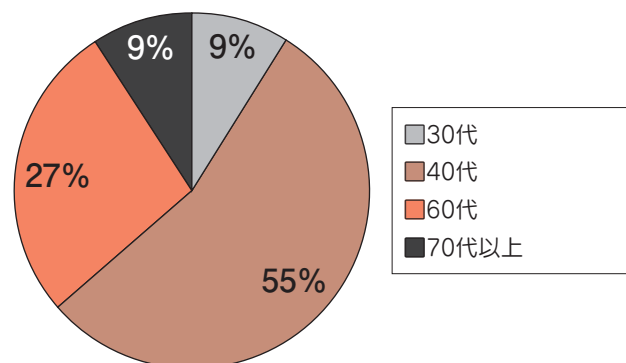


(2) 配偶者や恋人からの暴力に関する相談11件の内容は下記のとおり

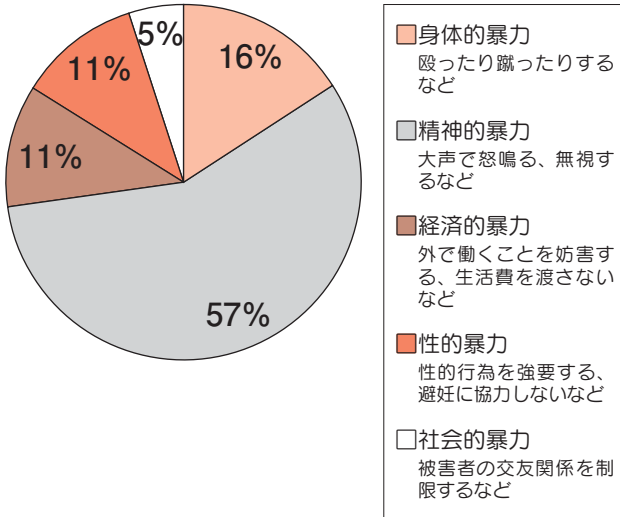
●男女比



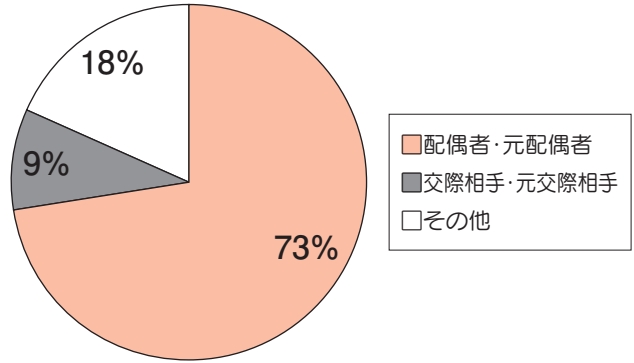
●年齢別構成



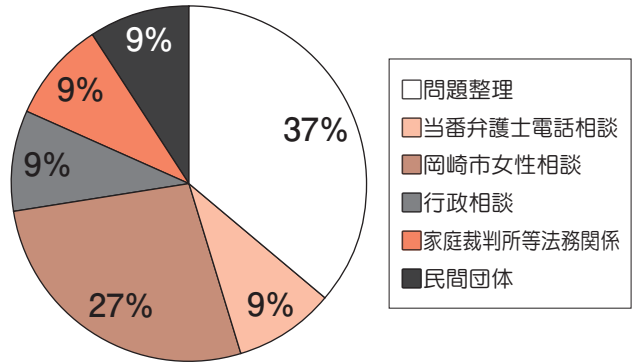
●暴力の内容（複数回答有）



●被害者と加害者の関係について

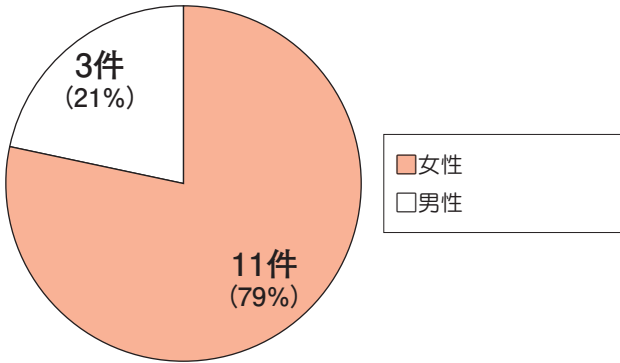


●対応処理

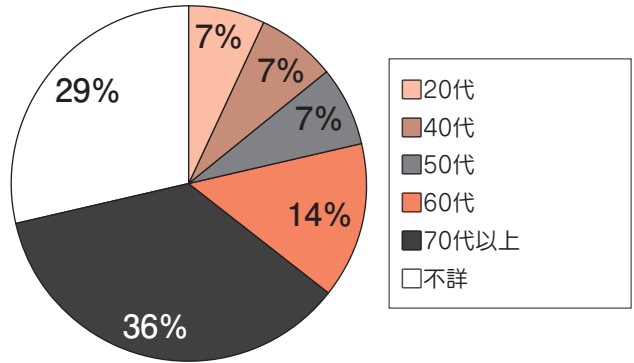


(3) 夫・恋人からの暴力以外の相談14件の内容は下記のとおり

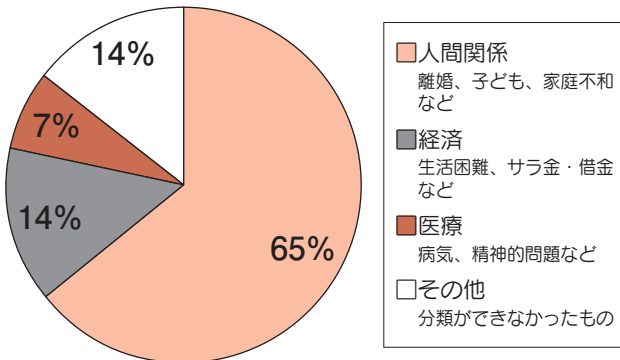
●男女比



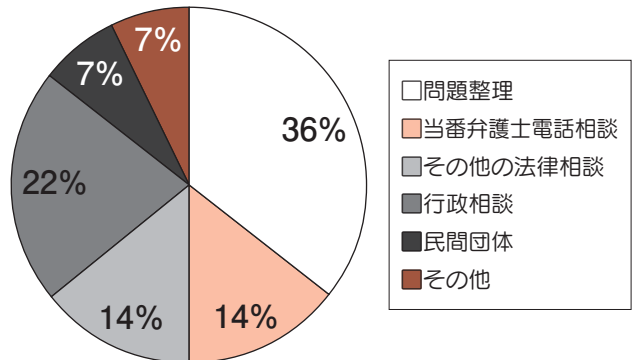
●年齢別構成



●相談内容



●対応処理



たとえ、配偶者や恋人、パートナーであっても、あなたに暴力をふるうことは許されません。もしも、あなたが身近な人からの暴力で悩んでいるのなら、決して自分を責めないでください。あなたは、決して悪くありません。一人で悩まないで、まずは相談してみましょう。専門知識をもった相談員が応じます。8ページの相談窓口をご覧ください。



女性相談のご案内

～ひとりで悩んでいませんか～

人は大切にされ、安全で安心して、自由に生きる権利があります。
不安や悩みに気づいたら、ひとりで抱えず安心して誰かに相談しましょう。
解決への一歩を踏みだしてみませんか。

あなたの気持ちに寄り添い、あなたの勇気を応援します。
まずは、お気軽にお電話ください（秘密は守られます）。

相談担当	名称等	電話	相談日時
岡崎市 文化活動推進課 男女共同参画班 (図書館交流プラザ2階)	女性相談 電話相談	0564-23-3113	火・木曜日 10時～16時
	面接相談【要予約】	0564-23-3241	木～火曜日(祝日の水曜は実施) 9時～17時
	法律相談【要予約】	0564-23-3241	第2・第4火・土曜日 14時～16時
岡崎市 家庭児童課 (岡崎市役所東庁舎1階)	母子相談	0564-23-6769	月～金曜日(祝除) 9時30分～17時15分
	DV電話相談	0564-23-6778	
西三河駐在室 (西三河総合庁舎9階)	女性悩みごと相談	0564-27-2719	月～金曜日(祝除) 9時～17時
愛知県女性相談センター	電話相談	052-962-2527	月～金曜日 9時～21時 土・日曜日 9時～16時
	面接相談【要予約】		火～金曜日 9時～17時 (水は20時30分まで)
	法律相談【要予約】	月曜日 10時～12時	
	弁護士による DV専門電話相談	052-962-2528	月曜日 14時～15時30分
愛知県警察本部	住民相談室	052-953-9110	月～金曜日(祝除) 9時～17時
	性犯罪被害相談 (レディースホットライン)	0120-67-7830	月～金曜日(祝除) 9時～17時(除12時～13時)
	ストーカー110番	052-961-0888	24時間
岡崎警察署		0564-58-0110	24時間
名古屋法務局	女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金曜日(祝除) 8時30分～17時15分
かけこみ女性センター あいち	電話相談	050-3070-4498	月曜日(祝除) 13時～16時
フェミニストサポート センター東海(NPO)	電話相談	052-979-0355	月曜日 10時～16時
配偶者からの暴力被害者支援情報サイト(内閣府)		http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html	

あなたらしい生き方を取り戻すことができるよう、まずは電話相談を!!

緊急のとき、身の危険を感じたときは、迷わず110番通報を!

～岡崎市は、配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶をめざし、安全で安心な社会作りに取り組んでいます～



「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」